

平成30年度における北海道地区の下請法の運用状況等について

令和元年6月20日
公正取引委員会事務総局
北海道事務所

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

書面調査は、北海道事務所管内に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者2,600名（製造委託等^(注1)1,590名、役務委託等^(注2)1,010名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者6,300名（製造委託等4,078名、役務委託等2,222名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

年度	区分	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
		全国	北海道	全国	北海道
平成30年度		60,000	2,600	300,000	6,300
	製造委託等	39,175	1,590	211,741	4,078
	役務委託等	20,825	1,010	88,259	2,222
平成29年度		60,000	2,600	300,000	6,300
	製造委託等	38,680	1,511	208,513	3,806
	役務委託等	21,320	1,089	91,487	2,494
平成28年度		39,150	1,610	214,500	4,600
	製造委託等	25,696	1,040	151,912	3,329
	役務委託等	13,454	570	62,588	1,271

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は248件（製造委託等138件、役務委託等110件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが247件（製造委託等137件、役務委託等110件）、親事業者からの自発的な申出によるものが1件（製造委託等1件、役務委託等0件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は247件（製造委託等137件、役務委託等110件）であり、このうち、246件（製造委託等136件、役務委託等110件）について違反行

為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区分 年度		新規着手件数 ^(注2)				処理件数				
		書面調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	措置			不問	計
						勧告 ^(注1)	指導 ^(注1)	小計		
平成30年度	全国	7,757	141	0	7,898	7	7,710	7,717	382	8,099
	北海道	247	1	0	248	0	246	246	1	247
製造委託等	全国	5,276	84	0	5,360	7	5,250	5,257	256	5,513
	北海道	137	1	0	138	0	136	136	1	137
役務委託等	全国	2,481	57	0	2,538	0	2,460	2,460	126	2,586
	北海道	110	0	0	110	0	110	110	0	110
平成29年度	全国	7,173	97	1	7,271	9	6,752	6,761	307	7,068
	北海道	212	0	0	212	0	205	205	6	211
製造委託等	全国	5,033	61	1	5,095	9	4,718	4,727	205	4,932
	北海道	143	0	0	143	0	137	137	5	142
役務委託等	全国	2,140	36	0	2,176	0	2,034	2,034	102	2,136
	北海道	69	0	0	69	0	68	68	1	69
平成28年度	全国	6,477	112	0	6,589	11	6,302	6,313	290	6,603
	北海道	190	1	0	191	0	190	190	3	193
製造委託等	全国	4,554	82	0	4,636	9	4,447	4,456	193	4,649
	北海道	114	0	0	114	0	116	116	0	116
役務委託等	全国	1,923	30	0	1,953	2	1,855	1,857	97	1,954
	北海道	76	1	0	77	0	74	74	3	77

(注1) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

(注2) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で410件となっており、このうち、製造委託等に係るものが240件、役務委託等に係るものが170件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は212件（類型別件数の合計の51.7%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが121件、役務委託等に係るものが91件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は198件（類型別件

数の合計の48.3%)である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が93件(実体規定違反に係る類型別件数の合計の47.0%)、②買ったたきが40件(同20.2%)、③下請代金の減額が39件(同19.7%)等となっている。

(ア) 製造委託等に係る実体規定違反は119件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が47件(製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の39.5%)、②買ったたきが27件(同22.7%)、③下請代金の減額が23件(同19.3%)等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は79件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が46件(役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の58.2%)、②下請代金の減額が16件(同20.3%)、③買ったたきが13件(同16.5%)等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区分 年度		手続規定違反			実体規定違反												合計	
		書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割戻困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計		
平成30年度	全国	5,964	778	6,742	46	3,371	834	19	1,487	90	113	374	348	132	5	6,819	13,561	
	北海道	193	19	212	1	93	39	1	40	6	0	6	7	5	0	198	410	
	製造委託等	全国	4,183	520	4,703	36	2,051	642	14	1,195	61	110	356	291	96	3	4,855	9,558
		北海道	110	11	121	1	47	23	1	27	4	0	6	5	5	0	119	240
	役務委託等	全国	1,781	258	2,039	10	1,320	192	5	292	29	3	18	57	36	2	1,964	4,003
		北海道	83	8	91	0	46	16	0	13	2	0	0	2	0	0	79	170
	平成29年度	全国	5,322	649	5,971	23	3,129	611	20	1,179	94	92	324	261	45	0	5,778	11,749
		北海道	163	16	179	0	86	20	1	34	3	2	10	2	1	0	159	338
製造委託等		全国	3,826	448	4,274	19	1,988	461	19	932	62	89	311	212	29	0	4,122	8,396
		北海道	115	10	125	0	51	14	1	25	3	2	7	1	1	0	105	230
役務委託等		全国	1,496	201	1,697	4	1,141	150	1	247	32	3	13	49	16	0	1,656	3,353
		北海道	48	6	54	0	35	6	0	9	0	0	3	1	0	0	54	108
平成28年度		全国	4,806	629	5,435	34	3,375	489	15	1,143	78	59	365	208	49	0	5,815	11,250
		北海道	136	12	148	0	93	11	0	20	2	1	8	1	0	0	136	284
	製造委託等	全国	3,555	457	4,012	30	2,184	393	14	901	46	58	347	168	34	0	4,175	8,187
		北海道	82	8	90	0	54	9	0	16	2	1	7	1	0	0	90	180
	役務委託等	全国	1,251	172	1,423	4	1,191	96	1	242	32	1	18	40	15	0	1,640	3,063
		北海道	54	4	58	0	39	2	0	4	0	0	1	0	0	0	46	104

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成30年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者17名から、下請事業者207名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額1051万円相当の原状回復が行われた。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者7名から、下請事業者62名に対し、666万円の減額分が返還された（第4表参照）。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った		返還の年度総額 (原状回復額) (注)
		親事業者数	下請事業者数	
平成30年度	全国	120名	4,593名	1億8367万円
	北海道	7名	62名	666万円
平成29年度	全国	140名	7,659名	16億7800万円
	北海道	2名	272名	75万円
平成28年度	全国	131名	4,060名	18億4452万円
	北海道	5名	40名	140万円

(注) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。以下同じ(後記力を除く。)

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者5名から、下請事業者135名に対し、321万円の遅延利息が支払われた（第5表参照）。

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った		支払の年度総額 (原状回復額)
		親事業者数	下請事業者数	
平成30年度	全国	165名	4,901名	4億2288万円
	北海道	5名	135名	321万円
平成29年度	全国	138名	3,015名	1億9675万円
	北海道	2名	128名	268万円
平成28年度	全国	144名	2,076名	6958万円
	北海道	2名	44名	36万円

ウ 返品事件においては、親事業者2名から、下請事業者6名に対し、47万円相当の返品分が返還された（第6表参照）。

第6表 返品事件における不利益分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った		返還の年度総額 (原状回復額)
		親事業者数	下請事業者数	
平成30年度	全国	7名	59名	1911万円
	北海道	2名	6名	47万円
平成29年度	全国	11名	107名	360万円

	北海道	—	—	—
平成 28 年度	全国	2 名	17 名	3 億 3957 万円
	北海道	—	—	—

(注) 該当がない場合を「—」で示した。以下同じ。

エ 買ったたき事件においては、親事業者 1 名から、下請事業者 1 名に対し、10 万円の買ったたき分が返還された（第 7 表参照）。

第 7 表 買ったたき事件における買ったたき分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)
平成 30 年度	全国	3 名	14 名	244 万円
	北海道	1 名	1 名	10 万円
平成 29 年度	全国	1 名	1 名	289 万円
	北海道	—	—	—
平成 28 年度	全国	1 名	10 名	8411 万円
	北海道	—	—	—

オ やり直し等事件においては、親事業者 1 名から、下請事業者 2 名に対し、4 万円の不利益分が返還された（第 8 表参照）。

第 8 表 やり直し等事件における不利益分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)
平成 30 年度	全国	2 名	3 名	24 万円
	北海道	1 名	2 名	4 万円
平成 29 年度	全国	—	—	—
	北海道	—	—	—
平成 28 年度	全国	3 名	3 名	1498 万円
	北海道	—	—	—

カ 不当な経済上の利益提供要請事件においては、親事業者 1 名から、下請事業者 1 名に対し、6,805 円の利益提供分が返還された（第 9 表参照）。

第 9 表 不当な経済上の利益提供要請事件における利益提供分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)
平成 30 年度	全国	7 名	346 名	1750 万円
	北海道	1 名	1 名	6,805 円
平成 29 年度	全国	8 名	47 名	633 万円

	北海道	—	—	—
平成 28 年度	全国	8 名	98 名	2190 万円
	北海道	—	—	—

(注) 原状回復額は、平成30年度の「北海道」分を除き、1万円未満を切り捨てている。

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

平成30年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習会

(1) 基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

平成30年度においては、北海道事務所では3回の講習会を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

平成30年度においては、北海道事務所では北海道経済産業局と共同して、当該講習会を3会場（うち公正取引委員会主催分は2会場）で実施した。

2 下請法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

平成30年度においては、北海道事務所では103件の相談に対応した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成30年度における北海道事務所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は6名である。

平成30年度においては、6月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

平成30年度においては、北海道事務所では事業者団体等へ1回講師を派遣した。